

# 真備地区復興計画 概要版（令和3年3月改定）

## 計画の概要

### ① 計画策定の趣旨

平成30年7月豪雨により甚大な被害が生じた真備地区において、被災された住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻し、真備地区外で仮住まいをされている方々も真備に戻り、安心して暮らしていけるよう、将来に渡って安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

また、豊かな自然と歴史・文化に包まれた真備として再生・発展していくためには、住民と行政等が協働して復旧・復興に向けて取り組んでいくことが必要です。

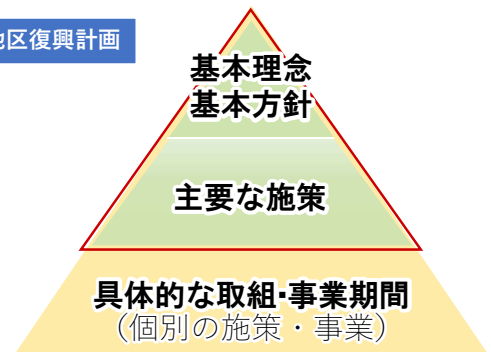
このことから、復興に向けた基本理念や基本方針を定めるとともに、今後取り組むべき主要な施策を体系的にまとめ、具体的な取組や事業期間を示し、復興への道筋となる真備地区復興計画を策定するものです。

### ② 対象地域 倉敷市真備町全域

### ③ 計画の構成

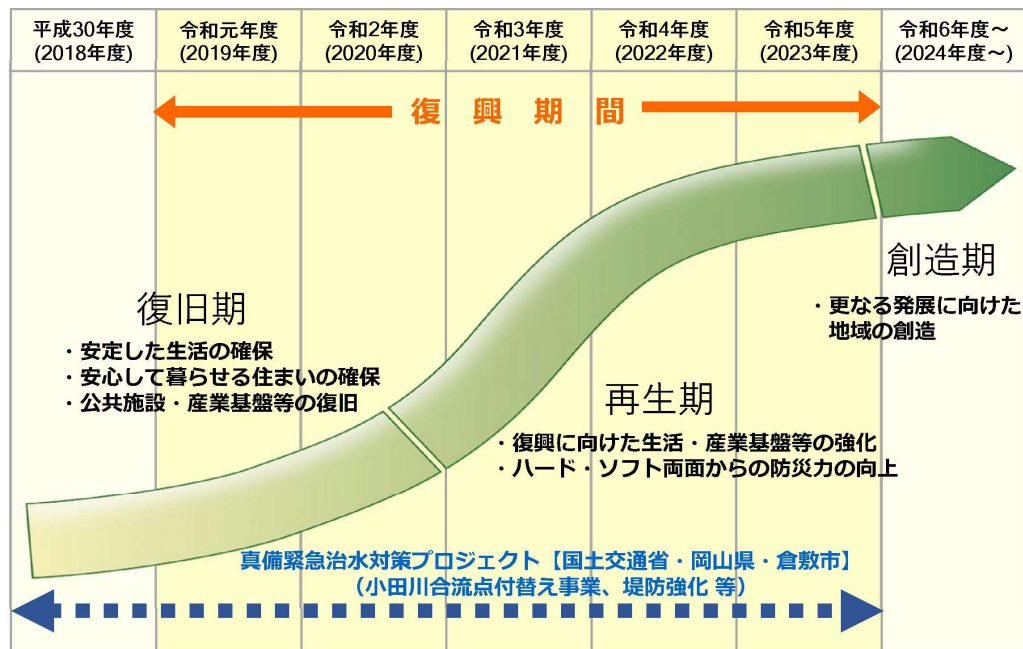
真備地区復興ビジョン（平成30年12月策定）で掲げる基本理念や基本方針、主要な施策等とともに、具体的な取組、事業期間を具体化したものです。

真備地区復興計画



### ④ 計画の期間 令和元年度～令和5年度（概ね5年後の姿を見据える）

復旧・再生に関する取組に限らず、より長期的な将来を見据え、創造的な新しいまちづくりを推進するなど、『復旧しながら、再生を図り、再生しながらより良い地域を創造していく』ことを目指します。



復旧期	生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活環境、インフラ等の早期復旧に加え、まちの再生・発展に向けた準備を重点的に進める期間（～令和2年度（2020年度））
再生期	復旧期と連動し、生活環境や生業の本格復旧を進めるとともに、住民や地域等と行政の協働により被災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））
創造期	再生期と連動し、復興を進めるとともに、地域の新たな魅力や活力、賑わいの創出等、地域の更なる発展に向けた創造的な取組を進める期間（令和6年度（2024年度）～）



## 復興に向けた基本理念・基本方針

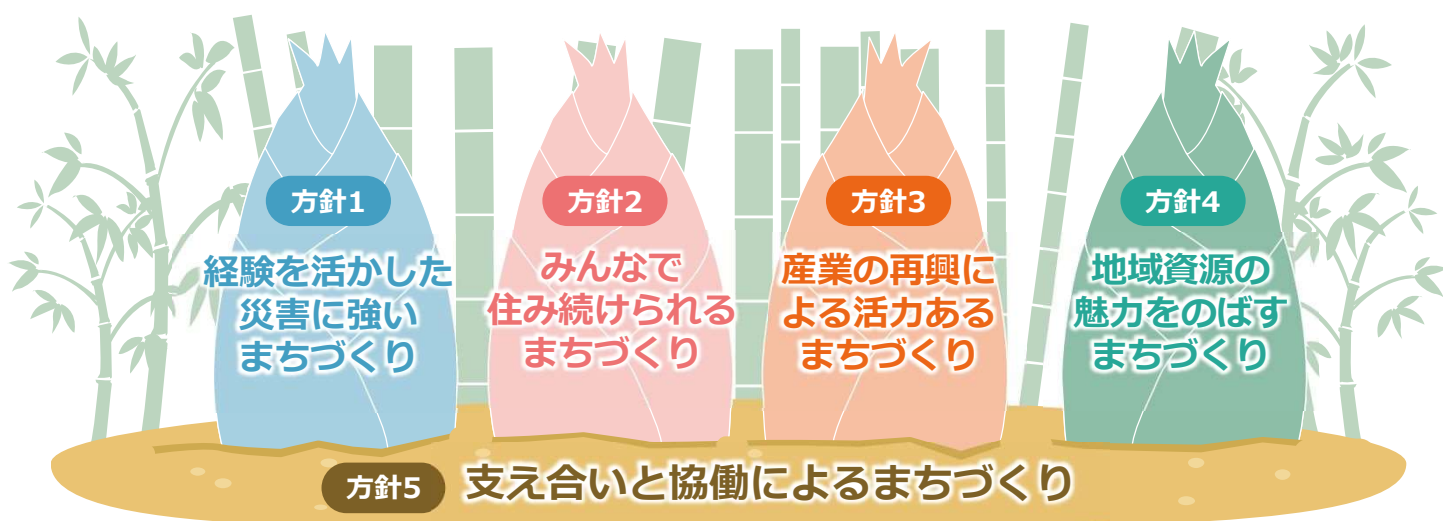
真備地区の復興に向けて、「災害に強い地域文化をみんなで作っていく」といった思いを共有しあい、復興の取組が、災害復興のモデルともなるように力強く復興を成し遂げていくとともに、復興を通じて結ばれた人々との絆も今後の交流や、真備の未来へと繋げていくため、基本理念・基本方針を設定します。

### 基本理念

#### 豊かな自然と歴史・文化を未来へつなぐ真備 ～安心・きずな・育みのまち～

- 今回の平成30年7月豪雨災害を経験した真備だからこそ、住民一人ひとりの防災意識が高く、みんなで安心して暮らせる災害に強いまちをつくる。
- 人々の支え合いと協働により、これまでのきずなをより深め、また新たな交流を育むことで、笑顔あふれる元気なまちをつくる。
- 真備の地域資源・産業を育み活かすことで、真備の魅力をさらに伸ばし、未来へつながる活力あるまちをつくる。

### 基本方針

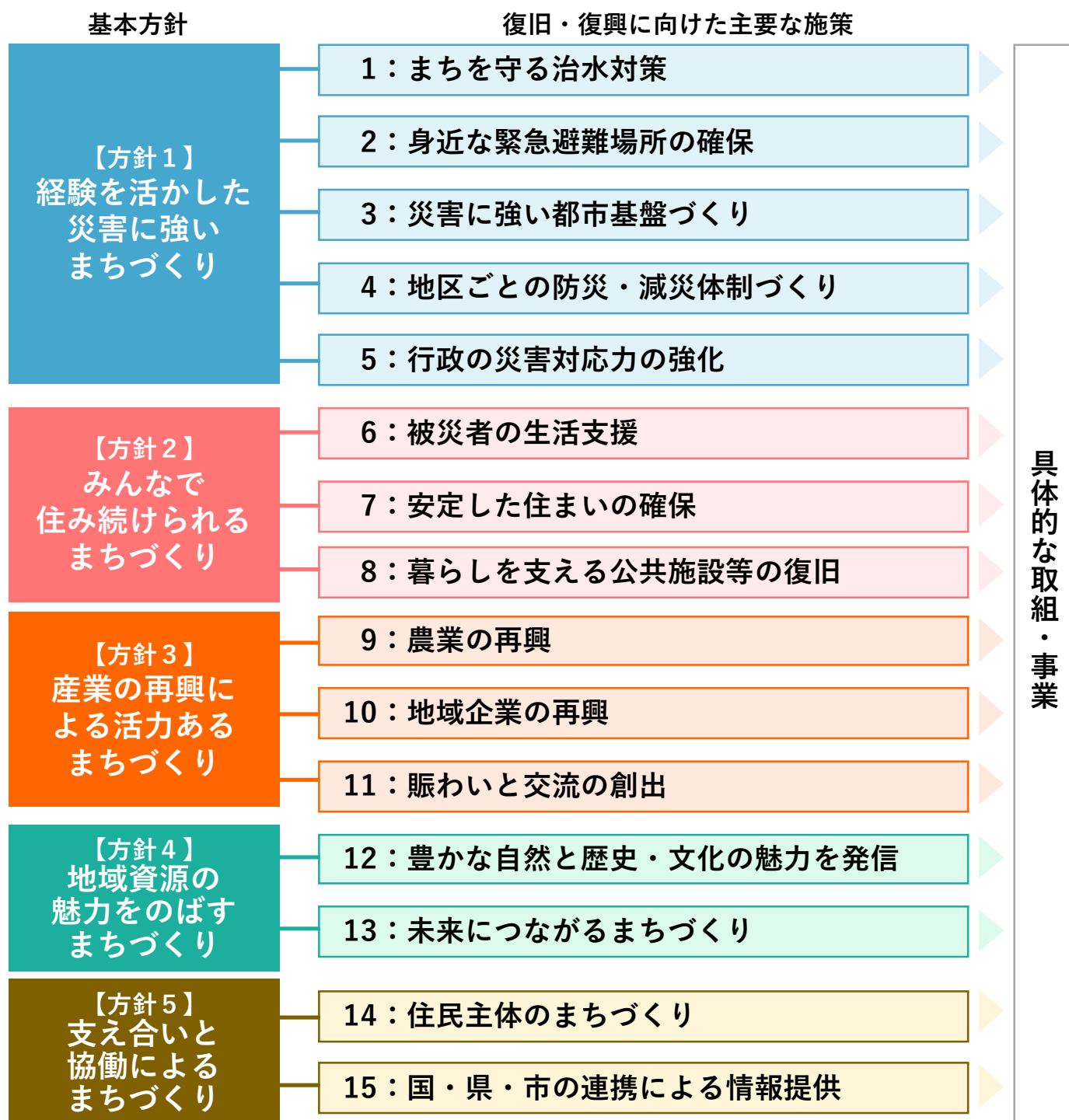


## 復興計画の推進に向けて

行政はもとより、住民、事業者、NPO、各種団体等、復興に関わる全ての人々が主体的にまちづくりに参画し、連携・協力できる推進体制を構築します。また、復興に向けた取組をより着実に遂行していくため、復興計画に基づく事業の進捗状況を把握・評価し、住民等の意見を反映しながら、毎年度、取組の見直しや、復興の段階に応じた新たな取組を実施していきます。

## 復興に向けた主要な施策・具体的な取組・事業期間

以下の体系に基づき、それぞれの基本方針に沿って「復旧・復興に向けた主要な施策」を設定し、「具体的な取組」・「事業」を体系的に実施していきます。



## 方針1

## 経験を活かした災害に強いまちづくり

災害からの復旧・復興に向けては、まちの安全・安心を確保していくことが不可欠です。一方で、多発する異常気象による災害等、自然の脅威の前では、堤防等のハード整備のみでは災害を防ぐことには限界があるため、まちを守る「防災」の視点だけでなく、災害の被害を可能な限り減らす「減災」の視点も取り入れたまちづくりを進めていく必要があります。

これから復旧・復興を進めていくにあたっては、真備地区が全国の防災・減災対策のモデルとなるように、多角的な視点から取組を着実に進めていくとともに、災害の経験を忘れず、将来に繋げていくこと、さらには、意識しなくても防災・減災に向けた行動が身につけられるよう、防災・減災のための目標を共有し、これまで以上に社会全体で洪水に備える取組（「水防災意識社会」の再構築）を推進し、強固な防災・減災体制を構築して、「経験を活かした災害に強いまちづくり」を目指します。

### 1 まちを守る治水対策

<p>主要な施策の方向性</p>	<p>国・県・市の連携・協力により、小田川合流点付替え事業の早期完成に努めるとともに、小田川及び末政川・高馬川・真谷川・大武谷川等の堤防の復旧・強化を緊急的かつ集中的に取り組み、まちの安全性を確保します。</p> <p>そしてこれらの国・県・市による河川改修事業の工程や進捗状況等を見える化し、広く・分かりやすく情報提供します。また、雨水による内水被害を軽減するため、治水施設等の改善により、まちの安全性のさらなる向上を図ります。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p><b>1-1：国・県・市の連携・協力による緊急的な河川改修事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 洪水氾濫や内水被害の軽減を図る「小田川合流点付替え事業」の着実な推進</li> <li>● 小田川・末政川・高馬川・真谷川・大武谷川の決壊箇所等の早期復旧と河道掘削・堤防強化等の河川改修事業及び小田川の堤防強化（堤防道路を7m程度に拡幅等）</li> <li>● 大武谷川・背谷川・内山谷川の河川堤防嵩上げの実施</li> <li>● 災害によって河川に堆積した土砂の撤去及び適切な河川の維持管理の実施</li> </ul> <p><b>1-2：河川改修事業の見える化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページ等により、事業の進捗状況等を分かりやすく情報提供</li> </ul> <p><b>1-3：高梁川流域における河川の安全性の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下流の河川水位に与える影響を最小化するためのダムの事前放流の実施、多機関連携型の「高梁川水害タイムライン」の活用などの取組を実施し、引き続き、各河川及びダムの管理者、自治体等が連携・協力して洪水時の対応策を議論</li> <li>● 緊急的な河川改修事業等が完了するまでの間、国・県・市の情報共有体制を強化</li> </ul> <p><b>1-4：治水施設等の改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急的内水排除対策として、仮設ポンプ導入による排水能力の向上</li> <li>● 陸閘や樋門等の治水施設の適切な管理・運用及び改善、低利用ため池の廃止や統合及び治水対策としての有効利用の検討</li> <li>● 末政川有井橋にある陸閘及び国道486号にある2箇所の陸閘の解消</li> <li>● 大雨時に水田に水を貯留し下流域の内水被害を軽減させる「田んぼダム」の導入について、効果を検証し、さらなる取組を推進</li> </ul>

### 2 身近な緊急避難場所の確保

<p>主要な施策の方向性</p>	<p>指定避難所へ避難できない方が、危険から緊急的に逃れるための身近な場所として、各小学校区に浸水時の緊急避難場所を指定するとともに、必要に応じて新たな避難場所を整備します。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p><b>2-1：緊急避難場所の指定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 真備地区内の全小学校区において、浸水時に指定された避難所に避難することが困難な場合、緊急的に身の安全を確保するための身近な「浸水時緊急避難場所」を設置</li> <li>● 自主防災組織が地域の集会所等を避難所として運営する「届出避難所制度」の周知</li> </ul> <p><b>2-2：緊急避難場所の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 浸水時に指定された避難所に避難することが困難な地区においては、必要に応じて新たな避難場所を整備</li> </ul>

3 災害に強い都市基盤づくり	
主要な施策の方向性	被災した道路・橋梁等の早期復旧に努めるとともに、災害時に緊急輸送等を円滑に実施する幹線道路の整備や避難経路の確保を進め、また、避難所の機能強化に資する取組や、安全な住宅への再建促進等により、災害に強い都市基盤づくりを進めます。
具体的な取組	<b>3-1：緊急輸送を担う広域ネットワークの強化</b> ● 災害時に住民の避難や物資輸送等が円滑に実施できるよう、真備地区と倉敷地区・総社市を南北に結ぶ都市計画道路（総社真備船穂線等）の整備を推進
	<b>3-2：安全な避難経路の確保</b> ● 関連機関と連携し、避難時に支障となる狭隘道路の解消や水路への転落防止対策の実施
	<b>3-3：避難所施設的环境整備</b> ● マンホールトイレ（公共下水道供用区域内）の整備推進及び可動式トイレトレーラー導入の検討
	<b>3-4：防災拠点の整備</b> ● 災害時の水防活動に必要な緊急用資材等を備蓄し、救援活動等を迅速に行い、浸水時の一時避難場所を確保するため、小田川沿いに復興防災公園（仮称）を整備
	<b>3-5：安全な住宅の再建促進</b> ● 浸水に強い住宅の建て方等の知識・工夫の普及啓発及び住宅のリフォーム時等に合わせた耐震化の促進
4 地区ごとの防災・減災体制づくり	
主要な施策の方向性	住民による地区防災計画の作成と、防災教育等を通じ、地域における水防災意識社会の再構築を目標に、地域の共助体制の強化を図るとともに、想定を超える豪雨等が発生した場合でも、誰もが安全な場所に避難できるように、支え合いと協働による避難体制を強化します。また、今回の災害での経験を踏まえ、水防活動の体制強化や、避難所の運営や災害ハザードマップ等を見直すとともに、今回の災害を後世に伝え、将来の災害に備えるなど、地区の特性に応じた地区ごとの防災体制の強化に向けた取組により「逃げ遅れゼロ」のまちを目指します。
具体的な取組	<b>4-1：地域の防災意識と災害対応力の向上</b> ● 災害に強い地域づくりに向けて、地区防災計画の作成支援、防災教育の推進、避難行動要支援者の避難対策を推進 ● 浸水時の緊急避難場所を明示した災害ハザードマップの作成、積極的な周知及び地域の防災意識向上を図るための取組を実施 ● 自主防災組織の設立や、防災マップの作成などによる自主的避難体制の構築等、地域の災害対応力の強化に必要な支援の実施 ● 自主防災組織と防災士の協力による地区防災計画の作成 ● 小学生の総合学習として防災に関する授業を行うなど、子どもたちの防災教育を推進
	<b>4-2：支え合いと協働等による避難体制の強化</b> ● 住民による相互の連絡体制の構築や高齢者や要援護者等への声かけ、マイタイムラインの作成等、早期避難を促す住民の避難体制づくりの推進 ● 浸水想定区域等にある要配慮者が利用する施設において、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、施設管理者に対して、避難訓練等に関する計画の作成を支援 ● 防災や避難等に関する情報を、マスメディア、ホームページ等、あらゆる手段を活用し、分かりやすくリアルタイムに伝達できる環境の整備及び伝達手段の検討
	<b>4-3：避難所運営の見直し</b> ● 誰もが滞在しやすい避難所の実現に向けた、避難所運営マニュアルの見直し
	<b>4-4：災害の記憶を後世へ伝承</b> ● 災害の碑の整備、災害記録誌の作成及び防災意識の向上につながる資料の保存・活用
5 行政の災害対応力の強化	
主要な施策の方向性	今回の災害を踏まえ、地域防災計画を見直すとともに、人的及び物的支援の面からの災害時受援計画の見直しを行います。また、災害情報の収集及び避難情報の伝達等の観点から防災情報システムの機能強化を図り、災害対応に精通した職員の育成に努めます。
具体的な取組	<b>5-1：地域防災計画、災害時受援計画の見直し</b> ● 地域防災計画及び円滑な人的・物的支援の受け入れに向けた災害時受援計画の見直し ● 発災時における迅速な人的・物的支援や避難者の受け入れ等、様々な支援団体との相互支援・連携体制強化のための災害時連携協定等の締結
	<b>5-2：防災情報システムの機能強化</b> ● 大型モニターで構成するマルチディスプレイ装置を導入し、様々な防災情報を共有するとともに、雨量や河川水位情報をはじめとした災害情報を一元的に管理し、避難情報の発令や災害対応を支援するための総合防災情報システムを構築・運用 ● FMラジオによる緊急放送の強化を図るため、電波送信用中継局設置への支援
	<b>5-3：災害対応に精通した職員の育成</b> ● 防災研修等による災害対応力に優れた職員の育成及び災害が発生した自治体へ職員を派遣することにより、災害経験を活かした支援を実施

## 方針2

## みんなで住み続けられるまちづくり

被災された住民の方々が一日でも早く、安全・安心で落ち着いた日常生活を送ることができるよう、また、真備地区に住みたい、暮らし続けていきたい住民の方々の思いを実現し、不安なく生活再建ができるように、安心して住み続けられるための取組を進め、いつまでも「みんなで住み続けられるまちづくり」を目指します。

### 6 被災者の生活支援

主要な施策の方向性	被災者の生活再建に向けた取組として、各種支援を継続的に行い、支援制度の分かりやすい情報提供に努めます。また、仮設住宅の入居者等に対して健康状態の確認や孤立防止等のための見守り・こころのケア等、総合的な支援を行います。
具体的な取組	<b>6-1：生活再建に向けた支援の実施と情報提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活再建に向けた各種支援制度の利用促進及びきめ細やかな情報提供</li> <li>● まび復興だよりや広報紙、市のホームページ等、様々な媒体を通じた支援情報の発信</li> <li>● 各種の被災者支援情報や地域のイベント情報・チラシ等が容易に入手でき、被災者が気軽に集うことができる情報コーナー・談話スペースの設置</li> </ul>
	<b>6-2：被災者の見守り</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 倉敷市真備支え合いセンターを中心とする高齢者や障がい者等の見守り・相談支援</li> <li>● 仮設住宅の入居者等への個別訪問や見守り等を通じた被災者の健康状態や生活習慣、ニーズ等の把握、健康面で継続支援を要する方への支援</li> </ul>
	<b>6-3：こころのケア</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 心の健康相談等、被災者に寄り添ったきめ細やかなこころのケア</li> <li>● スクールカウンセラーの配置によるカウンセリング等による子どもたちの心のケア</li> <li>● 生活再建が必要な子育て世帯への悩み相談により、子育ての不安を解消する取組の実施</li> </ul>

### 7 安定した住まいの確保

主要な施策の方向性	被災者が安心して暮らせる住環境の実現に向け、生活の基盤となる住まいが確保できるよう、住まいの再建への支援を行うとともに、被災家屋の解体・撤去や、民間の地域優良賃貸住宅等の供給を促進します。また、被災した市営住宅の再建とあわせ、自力では再建が困難な方のための災害公営住宅を整備します。
具体的な取組	<b>7-1：住まいの再建の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住居が全壊等の被害を受けた被災者に対する仮設住宅（建設型・借上型）の提供</li> <li>● 専門機関と連携した、住宅再建に向けた様々な相談ができる体制づくり</li> <li>● 被災した住居の修繕及び建替え等の融資に対する利子補給による支給</li> <li>● リバースモーゲージ型融資による高齢者世帯の持家再建の負担軽減</li> <li>● 半壊以上の被害を受けた住宅の応急修理の支援</li> <li>● 住宅を改築する際の開発許可基準の緩和（公共事業に伴い住宅移転となる場合等）</li> </ul>
	<b>7-2：被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公費による被災家屋の解体・撤去による住宅再建の迅速化及び解体廃棄物等の処理</li> <li>● 災害廃棄物の仮置場及び処分場におけるアスベスト調査の実施</li> </ul>
	<b>7-3：民間の地域優良賃貸住宅等の供給促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者が安心して住めるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進</li> </ul>
	<b>7-4：災害公営住宅等の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害公営住宅を川辺・箭田・有井地区に計91戸整備し、浸水時緊急避難場所として活用</li> <li>● 入居必要戸数に満たない場合には、真備地区内の民間賃貸住宅を活用し、住まいを確保</li> </ul>

### 8 暮らしを支える公共施設等の復旧

主要な施策の方向性	学校教育施設や文化施設等の公共施設、民間の社会福祉施設等の暮らしを支える各種施設の早期復旧や復興の段階に応じた公共交通等の移動手段の確保等に努めます。また、地域コミュニティの再生に向けて、地域集会所の早期復旧を支援します。
具体的な取組	<b>8-1：公共施設の復旧</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校園や子育て支援施設、公民館・分館や文化施設等の公共施設の早期復旧</li> </ul>
	<b>8-2：福祉サービス施設の復旧</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災した民間の社会福祉施設等の再建支援</li> </ul>
	<b>8-3：公共交通等による移動手段の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域と連携したコミュニティタクシーの運行（適宜再編）</li> <li>● 井原鉄道をはじめとする地域公共交通の利用促進・活性化</li> </ul>
	<b>8-4：地域コミュニティ施設の再建</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域コミュニティの活動拠点となる、地域集会所への早期復旧への支援</li> </ul>

### 方針3

## 産業の再興による活力あるまちづくり

被災した農業・商工業等，地域の産業の早期再開，魅力とやりがいのある生業の形成，新たな地域の活力を創造し地域全体へと波及させるなど，賑わいに繋がる交流の促進による産業振興・地域経済の活性化等の取組により，「産業の再興による活力あるまちづくり」を目指します。

### 9 農業の再興

主要な施策の方向性	<b>被災農業者の早期営農の再開を支援するとともに，農業者にとって魅力とやりがいのある農業構造への転換を目指し，経済波及効果の高い地域産業としてさらなる発展を図ります。</b>
具体的な取組	<b>9-1：農業の復旧・復興支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 被害を受けた農業者に対する農業用機械・施設・倉庫等の修繕・再取得等の助成及び経営再建に向けた融資の利子補給等による営農再開・継続に向けた支援</li><li>● 農地内の土砂の撤去，水害により流出した表土の補充や土づくりの実施</li><li>● 被災した用水路，揚排水機場，樋門等の農業用施設の早期復旧</li><li>● 排水機場の安定運転と排水能力確保のため，遊水池の堆積土砂を撤去するとともに，定期的な浚渫作業の効率化や，藻や水草の繁茂を防ぐため，遊水池の改良（底張りコンクリート打設等）を実施</li></ul>
	<b>9-2：農業経営基盤の強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農業振興の基本目標や施策などの方向性を示すとともに，個別事業計画や今後の事業実施を行う上での基本的な指針となる真備地区方針（農業振興ビジョン）を策定</li><li>● 認定農業者制度の活用や地域の実情にあった集落営農組織の設立支援等，地域農業の中核となる農業者（中心的経営体）の育成及び農業法人の育成等の支援</li><li>● 農地の集積・集約化，大規模化等，効率的で競争力のある持続可能な農業経営の確立への支援</li><li>● 水稻から高収益作物への転換や新たな特産品の創出及び6次産業化等，農業経営の効率化・高付加価値化への支援</li><li>● 真備地区に定住する新規就農者を確保・支援する仕組みの充実にに向けた取組の継続実施</li><li>● 農地取得や借り受けに必要な面積（下限面積）の見直しにより，農地の遊休化を防止</li></ul>

### 10 地域企業の再興

主要な施策の方向性	<b>被災した中小企業の早期事業再開に向けた支援に加え，企業誘致や地域資源を活かした販路開拓の支援等，地域の活力や経済の再生・発展に寄与する産業としての再興を図ります。</b>
具体的な取組	<b>10-1：事業所の再建・復興支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 被災した中小企業に対する各種助成や，事業の早期再開や経営の安定化に向けた取組への支援</li><li>● 被災事業者の経営再建に向けた人材のマッチングの支援等，地域の産業活動の回復に向けた人材確保</li><li>● 災害時等の事業継続を可能にするため，中小企業の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組を支援</li></ul>
	<b>10-2：企業誘致と新産業の創出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農作物加工企業等，農業の推進につながる企業誘致活動及び農業者と商業者の連携による，特産の農産物等を活用した加工品の開発・販売等の取組への支援</li><li>● 真備地区での起業を目指す方への支援</li></ul>
	<b>10-3：地域資源を活かした販路開拓・拡大支援</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 被災した高梁川流域圏の構成市町と連携し，中小企業等が連携して行う地域資源を活用した商品開発や県内外での見本市等への出品等，新たな販路の開拓・拡大に向けた取組への支援</li></ul>

### 11 賑わいと交流の創出

主要な施策の方向性	<b>まちの活力の再生に向け，復興商店街や復興イベント等の開催を支援するとともに，農業を核とした交流の促進により，まちの賑わいなどを創出します。</b>
具体的な取組	<b>11-1：復興商店街整備及び復興イベントの開催</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● マービーふれあいセンター敷地内に復興商店街を整備</li><li>● 商工会や地域の団体等が取り組む復興イベントや産業の活性化に寄与する交流活動の開催支援</li></ul>
	<b>11-2：農業を核とした交流の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 農地や農産物等の農業資源を活用した，新たな交流の場の創出</li><li>● 地域の農作物やその加工品を販売・購入等が可能な直売所の開設等の検討</li></ul>



## 方針4 地域資源の魅力をのばすまちづくり

これまでの生活の営みの中で培われてきた人々のつながりと、誇りである豊かな自然と歴史・文化等の地域資源の魅力を今一度見直し、「地域資源の魅力をのばすまちづくり」を目指します。

### 12 豊かな自然と歴史・文化の魅力を発信

主要な施策の方向性	吉備真備公・日本遺産の箭田大塚古墳・金田一耕助等、全国レベルの観光資源を活用した取組を進めるとともに、これらの真備の魅力や復興に取り組むまちの姿を全国・世界に発信することで、観光振興の推進や交流人口の拡大と地域魅力のさらなる向上を図ります。
具体的な取組	<b>12-1：川を感じ楽しめる空間の整備</b> ● 災害時の防災拠点及び一時避難場所となり、平常時は防災教育の場、住民の憩いの場、交流の場、多様な世代が楽しめる場、真備の魅力を発信できる場などとしても活用できる「復興防災公園（仮称）」を、小田川の河川敷等の魅力ある水辺空間と一体的に整備
	<b>12-2：地域資源の発掘・活用</b> ● 地域の観光資源を活用したPR活動の強化 ● 箭田大塚古墳をシンボリックに活用した魅力発信等、新たな観光資源としての磨き上げ ● 真備地区の豊かな自然資源に触れることができる体験型プログラムを実施するとともに、着地型観光や地域交流を促すコンテンツの導入と支援の検討 ● 復興に向けて取り組む姿を見ていただき、様々な体験や交流を通じて真備本来の魅力に触れていただくことで、より強い絆が育まれ、滞在してもらえよう仕組みの検討 ● 商工会等と連携し、新たなくらしき地域資源（特産品、老舗、魅どころ）を発掘し、従来からあるものと併せて磨き、活用し、発信

### 13 未来につながるまちづくり

主要な施策の方向性	賑わいや交流の促進に向けた拠点づくりや身近な生活を支える機能の向上等、今後の少子高齢化等の社会情勢の変化に対応できる持続可能なまちづくりを推進します。
具体的な取組	<b>13-1：日常生活と暮らしを支える拠点の形成</b> ● 立地適正化計画に基づき、公共交通の結節点を中心に都市機能と居住を誘導し、暮らしを支える拠点の形成
	<b>13-2：日常生活を支える持続可能な公共交通網の形成</b> ● コンパクトな拠点市街地の形成と連携し、日常生活を支え、地区外からの来訪者にとっても利用しやすい持続可能な公共交通網の形成
	<b>13-3：田園と調和したまちづくり</b> ● 既存の農村コミュニティが維持できるよう、地区計画制度等の活用により、都市計画と農業振興が調和した土地利用の検討

## 方針5 支え合いと協働によるまちづくり

復旧・復興に携わる全ての人々が復興や地域づくりの担い手として活躍でき、各主体がそれぞれの役割に応じて協力して取り組むことができる体制を構築するなど、「支え合いと協働によるまちづくり」を目指します。

### 14 住民主体のまちづくり

主要な施策の方向性	高齢者、障がい者、子ども、若者等、様々な人がまちづくりの活動に携わるとともに、住民、事業者、NPO、各種団体、行政等が相互に連携し、復旧・復興に関わる全ての人々が主体的にまちづくり活動に参画できる体制づくりを行います。
具体的な取組	<b>14-1：協働による復興まちづくりの推進</b> ● 真備地区内外で生活する住民及び真備地区に戻った住民が交流し、憩い、集うことができる機会の確保等への支援 ● コミュニティ再建に向け、真備7地区のまちづくり推進協議会の活動等を支援 ● 住民や各種団体による地域課題の解決に向けた活動への支援 ● 地域の各種団体が地域づくりの担い手として、互いに支え合い、地域が一体となって活動が進められる体制づくりへの支援
	<b>14-2：地域の復興を支える人づくり</b> ● 地域の主体的な学習機会の拡充による、地域の復興を支える人材の育成 ● 地域の復興を産業面から応援するため、地域おこし協力隊を配置し真備ブランドを構築

### 15 国・県・市の連携による情報提供

主要な施策の方向性	国・県・市が連携し、復興計画に掲げる復旧・復興の取組やその進捗状況等の情報を共有するとともに、様々な媒体を活用し、広く、分かりやすく提供していきます。
具体的な取組	<b>15-1：関係機関との情報共有</b> ● 各事業の進捗状況が見える化し、関係者間で共有することによる、各取組の連携強化
	<b>15-2：復興計画に基づく取組に関する情報の発信</b> ● 復興計画に基づく復旧・復興に向けた取組について、様々な媒体を活用した情報提供

# 復興に向けた工程表

## 方針 1 経験を活かした災害に強いまちづくり

### 1 まちを守る治水対策

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1-1 国・県・市の連携・協力による 緊急的な河川改修事業の実施	高梁川（国） ・河道掘削，樹木伐開，堤防強化 → ~R4.3						真備緊急治水対策プロジェクト （国・県・市） ・河川災害復旧事業 ・河川災害関連緊急事業 ・河川大規模災害関連事業 ・河川改修事業 ・河川激甚災害対策特別緊急事業
	小田川（国） ・災害復旧事業 → R元.6完了 ・河道掘削 → ~R4.3						
	・堤防強化（拡幅等）【国・市の連携・協力で実施】 ・小田川合流点付替え事業 → ~R6.3						
	未政川，高馬川，真谷川（県） ・決壊箇所の復旧 → R元.6完了 ・堤防嵩上げ・堤防強化（拡幅等） → ~R6.3						
	大武谷川（県・市） ・災害復旧事業（県），河道掘削（市） → R元.5完了 ・堤防嵩上げ（市） → ~R3.5						
	背谷川（市） ・河道掘削 H31.1完了 → ・堤防嵩上げ → ~R3.5						
	内山谷川（市） ・河道掘削 H31.2完了 → ・堤防嵩上げ → ~R3.5						
● 安全な河川に向けた維持管理 →							
1-2 河川改修事業の見える化	● 河川改修事業に関する情報提供（国・県・市） →						・真備緊急治水対策プロジェクト （国・県・市）
1-3 高梁川流域における 河川の安全性の向上	● 河川・ダムとの管理者との連携・協力 →						・ダムの事前放流 ・「高梁川水害タイムライン」の活用
1-4 治水施設等の改善	● 陸閘等の治水施設の改善 →						・陸閘・樋門の改修 ・有井橋架替え（陸閘解消）等
	● 内水排除対策 ● 低利用ため池の廃止・統合 ● 田んぼダムの調査・導入の検討 →						・大雨時の仮設ポンプ設置 ・維持管理 ・農村地域防災減災事業

### 2 身近な緊急避難場所の確保

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
2-1 緊急避難場所の指定	● 浸水時緊急避難場所の指定 → H31.4完了 ● 届出避難所制度の周知 →						・浸水時の緊急避難場所の指定 （川辺小学校・呉妹小学校・真備東中学校・ 真備中学校・真備陵南高校） ※呉妹小学校はR2.4より浸水対応の指定避難所 として運用
2-2 緊急避難場所の整備	● 緊急避難場所の整備 検討 → 整備 →						・都市防災総合推進事業

### 3 災害に強い都市基盤づくり

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
3-1 緊急輸送を担う 広域ネットワークの強化	● 都市間・地域間を連絡する都市計画道路の整備促進						・（都） 総社真備船穂線 ・（都） 高砂町中島柳井原線
3-2 安全な避難経路の確保	● 狭隘道路（避難路）の解消，避難所等への誘導						・ 都市防災総合推進事業
3-3 避難所施設の環境整備	● 避難所施設の環境整備						・ マンホールトイレの整備 ・ 可動式トイレトレーラーの導入
3-4 防災拠点の整備	● 防災拠点の整備						・ 復興防災公園（仮称）の整備
3-5 安全な住宅の再建促進	● 浸水に強い建て方等の普及啓発 ● 住宅の耐震化の促進						・ 建築物耐震診断等事業 ・ 木造住宅等耐震改修事業

### 4 地区ごとの防災・減災体制づくり

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
4-1 地域の防災意識と災害 対応力の向上	● 災害に強い地域づくり 行動計画作成						・ 自主防災組織活動支援事業 ・ 地区防災計画作成推進事業 ・ 防災啓発事業 ・ ハザードマップに指定緊急避難場所追記（R元年度）
4-2 支え合いと協働等による 避難体制の強化	● 早期避難を促すための情報伝達手段の整備 ● わかりやすい避難情報の提供						R2.8 「倉敷防災ポータル」サイト運用開始
4-3 避難所運営の見直し	● 避難所運営マニュアルの見直し R2.6改正						今後も必要に応じて改正
4-4 災害の記憶を後世へ伝承	● 碑の整備 R元.7 完了 ● 災害記録誌の作成 R2.10完了 ● 防災意識の向上につながる資料の保存・活用						

### 5 行政の災害対応力の強化

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
5-1 地域防災計画， 災害時受援計画の見直し	● 地域防災計画，災害時受援計画の見直し ● 災害対応のための連携協定の締結						
5-2 防災情報システムの機能強化	● 防災情報システムの機能強化 R2.8完了 ● コミュニティFMラジオ電波送信用中継局設置支援 R2.4完了						R2.8 本格運用開始（R元.7 一部運用開始）
5-3 災害対応に精通した職員の育成	● 職員の防災力強化						

## 方針2 みんなで住み続けられるまちづくり

### 6 被災者の生活支援

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
6-1 生活再建に向けた支援の実施と 情報提供							<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援金の申請受付 基礎支援金 ～R3.8.4 加算支援金 ～R3.8.4</li> <li>H31.4 真備支所真備保健福祉会館1階に 情報コーナー・談話スペース設置</li> </ul>
6-2 被災者の見守り							
6-3 こころのケア							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>心の健康相談 ・ 児童館運営事業</li> <li>地域子育て支援拠点事業</li> <li>スクールカウンセラー派遣事業</li> <li>スクールソーシャルワーカーを活用した行動 連携事業 ・ 養育支援訪問事業</li> <li>子育て世代包括支援センター運営事業</li> <li>子ども家庭総合支援拠点運営事業</li> </ul>

### 7 安定した住まいの確保

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
7-1 住まいの再建の支援							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>要件に該当する方については、入居期間を 再延長（最長でR4.7.5まで）</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>要件に該当する方については、入居期間を 再延長（最長でR4.7.5まで）</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅災害復旧等資金利子補給金 申込期限はR3.7まで</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>被災高齢者向け住宅再建支援事業 （リバースモーゲージ型融資） 申込期限はR3.7まで</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>申込期限はR元.12まで</li> </ul>
7-2 被災家屋の解体撤去及び 災害廃棄物の処理							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>公費解体事業 申込期限はR元.12.27まで</li> </ul>
							<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理事業</li> </ul>
7-3 民間の地域優良賃貸住宅等の 供給促進							
							<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス付き高齢者向け住宅整備事業</li> </ul>
7-4 災害公営住宅等の整備							<ul style="list-style-type: none"> <li>災害公営住宅整備事業 （川辺団地・箭田南団地・有井団地）</li> </ul>

## 8 暮らしを支える公共施設等の復旧

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
8-1 公共施設の復旧	市役所真備支所 → H31.4 完了						<ul style="list-style-type: none"> <li>分館（真備公民館，箭田分館，川辺分館，岡田分館，辻田分館，呉妹分館，服部分館）</li> <li>学校教育施設（川辺幼稚園，箭田幼稚園，川辺小学校，箭田小学校，真備中学校，真備東中学校，真備陵南高校）</li> <li>学校教育施設復旧工事に伴うスクールバスの運行（H30.9～R3.3）</li> </ul>
	玉島消防署真備分署 → R元.7 完了						
	真備公民館（各地区の分館含む） → R元.12 完了						
	学校教育施設，児童クラブ（川辺・箭田） → R2.2 復旧工事等完了						
	真備児童館 → R2.3 完了						
	真備人権ふれあい館 → R2.7 復旧工事等完了						
	真備図書館 → R2.10 復旧工事等完了						
	真備健康福祉館（まびいきいきプラザ），マービーふれあいセンター → ～R3.6（予定）						
	真備柔剣道場 → ～R3.7（予定）						
	まきびの里保育園 → ～R3.秋（予定）						
8-2 福祉サービス施設の復旧	● 社会福祉施設等の再建支援 → R2.3完了						
8-3 公共交通等による移動手段の確保	● コミュニティタクシーの運行（適宜再編） ● 地域公共交通の利用促進・活性化 →						<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティタクシー事業</li> <li>井原線利用促進事業</li> </ul>
8-4 地域コミュニティ施設の再建	● 地域集会所等の再建支援 →（予定）						<ul style="list-style-type: none"> <li>地域集会所設置等補助事業</li> </ul>

## 方針3 産業の再興による活力あるまちづくり

### 9 農業の再興

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
9-1 農業の復旧・復興支援	● 営農の再開に向けた助成等 → R2.3完了						<ul style="list-style-type: none"> <li>被災農業者向け経営体育成支援事業</li> <li>真備地区営農継続支援事業</li> <li>農業用施設災害復旧事業</li> </ul> ※用水路 未政川下サイフォン取付部については、仮復旧が完了するR2.5から利用可能
	用排水路（市） → 土砂撤去 R元.5 完了 → 水路復旧 R元.6 完了						
	用水路（県） → R2.5完了						
	上原井領用水路 未政川下サイフォン部 → ～R4.3						
	上原井領用水路 未政川下サイフォン取付部						
	揚水機場（市） → R元.5 完了						
	排水機場（市） → R元.6 完了						
	遊水池改良 R3.3完了 （川辺・菰池・有井・金蔵・服部・尾崎・呉妹・第2尾崎・古川・慈源寺・妙見）						
	排水機場（県） → R2.6完了						
	樋門（市） → R元.5 完了（二万谷川頭首工）						
● 営農の再開に向けた利子補給 → ～R7.3						<ul style="list-style-type: none"> <li>農業制度資金利子助成事業</li> <li>農業制度融資助成事業（災害）</li> </ul>	
● 農地の復旧 → 堆積土砂の撤去 R元.5 完了						<ul style="list-style-type: none"> <li>農地災害復旧事業</li> </ul>	
● 土づくり（流出土砂対策） → 表土補充・土づくり R2.5 完了							

## 9 農業の再興

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
9-2 農業経営基盤の強化	● 真備地区方針（農業振興ビジョン）の策定 → R2.3策定						
	● 中心的経営体の育成 ● 高収益作物への転換・新規特産品の創出・農業の6次産業化支援 ● 新規就農者の確保・支援						・地域担い手育成総合支援事業 ・次世代施設園芸研修事業 ・農産物産地PR支援事業 ・6次産業化・地産地消推進事業 ・新規就業対策事業 ・新規就農サポート事業
	● 農地の集積・集約化、大規模化等 → 説明会の開催 → （意向に応じて）事業実施						・ほ場整備事業 ・農地中間管理事業 ・農業経営基盤強化促進事業
	● 農地の遊休化防止 → 検討 → 継続的に実施						・遊休農地対策事業（農地の下限面積の見直し）

## 10 地域企業の再興

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
10-1 事業所の再建・復興支援	● 中小事業者に対する助成 （被災市内中小企業向け緊急融資制度） → （被災事業者事業継続奨励金） → R3.3完了						・被災市内中小企業向け緊急融資制度 取扱期限はR2.11.10まで 金融機関への利子補助は継続 ・被災事業者事業継続奨励金
	● 経営再建に向けた人材マッチング支援 → （予定）						・仕事紹介フェア開催事業
	● 事業継続計画（BCP）策定支援						・がんばる中小企業応援事業補助金
10-2 企業誘致と新産業の創出	● 農作物加工等の企業誘致・取組事業の支援						・企業誘致推進事業 ・農商工連携事業
	● 起業家支援 → （予定）						・真備地区創業支援補助金 ・起業家支援事業 （くらしき創業サポートセンター）
10-3 地域資源を活かした 販路開拓・拡大支援	● 販路開拓・拡大支援						・高梁川流域地域資源活用推進事業 ・高梁川流域圏内企業連携型商品開発事業

## 11 賑わいと交流の創出

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
11-1 復興商店街整備及び 復興イベントの開催	● 復興商店街整備 → R3.3完了						・復興商店街整備（仮施設設置備事業）
	● 復興イベント等の開催支援（適宜実施予定）						・まび復興竹あかり等真備船穂商工会主催事業への補助
11-2 農業を核とした交流の促進	● 交流促進事業の検討（可能なものから実施）						
	● 農産物直売所等開設の検討・調査・実施						・地産地消・直売機能強化事業 ・農山漁村交流対策等

## 方針4 地域資源の魅力をおぼすまちづくり

### 12 豊かな自然と歴史・文化の魅力を発信

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
12-1 川を感じ楽しめる空間の整備							・小田川かわまちづくり計画 ・復興防災公園（仮称）の整備
12-2 地域資源の発掘・活用							・日本遺産推進事業 ・くらしき地域資源情報発信事業 ・高梁川流域地域資源活用推進事業

### 13 未来につながるまちづくり

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
13-1 日常生活と暮らしを支える拠点の形成							・立地適正化計画の策定 ・地区計画等の検討
13-2 日常生活を支える持続可能な公共交通網の形成							・倉敷市地域公共交通網形成計画に基づく事業
13-3 田園と調和したまちづくり							・地区計画等の検討

## 方針5 支え合いと協働によるまちづくり

### 14 住民主体のまちづくり

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
14-1 協働による復興まちづくりの推進							・生活支援コーディネーター事業 ・コミュニティ活動推進事業 ・市民企画提案事業 ・協働のまちづくり推進事業
14-2 地域の復興を支える人づくり							・真備地区産業復興推進事業

### 15 国・県・市の連携による情報提供

施策	復興期間（年度）					R6年度～	備考（主な事業等）
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
15-1 関係機関との情報共有							
15-2 復興計画に基づく取組に関する情報の発信							

（平成31年3月策定／令和2年3月改定／令和3年3月改定）

#### 【問い合わせ先】

倉敷市建設局災害復興推進室 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地  
TEL：086-426-3460 FAX：086-421-1600 E-mail：reprm@city.kurashiki.okayama.jp



倉敷市災害復興推進室HP